平成２４年（フ）第２６５号
埼玉県草加市瀬崎３丁目22番３―101号
債務者　天野　政男（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１３号
千葉県香取市木内虫幡上小堀入会地大平２番地45
債務者　青柳　光子
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２４年（フ）第１１０号
北海道旭川市東光２条６丁目２番16号　東光２・６ハイツＤ
債務者　金津　佳治
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月８日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１５号
北海道旭川市末広東２条６丁目２番８号
債務者　宮崎　英一
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３４号
北海道旭川市神居２条13丁目１番11号
債務者　井村ひとみ
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３６号
北海道旭川市神楽岡４条４丁目１番２号　コーポ清水103号室
債務者　今野亜由美（旧姓窪田）
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月８日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４１号
北海道旭川市東４条10丁目１番13号　イースト410Ｃ206号室
債務者　安藤　靖恵
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４５号
北海道旭川市東７条２丁目１番３号　フラワーハイツ206号室
債務者　黒田　真司
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４７号
北海道旭川市緑が丘東５条１丁目６番３―25号　道住82Ｒ―３―25
債務者　中屋美方子
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１５３号
北海道空知郡上富良野町西４線北28号
債務者　内田　克也
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６１号
北海道深川市１条２番11号
債務者　星野　　充
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月８日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６３号
北海道旭川市２条通19丁目1337番地の１　ラシアール２条通307号
債務者　金子　勝子（旧姓中田）
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６４号
北海道旭川市忠和６条６丁目１番24号　グランデハウスＬＩＣ103号室
債務者　山田　健二
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２７８号
静岡市葵区瀬名３丁目43番12―103号、旧住所静岡市葵区安西５丁目75番地の１　ブランステージ葵701号
債務者　宮城　　彰
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月11日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５号
栃木県大田原市末広２丁目５番22号　ディーアイ末広207号、前住所宮城県柴田郡柴田町大字下名生字旭川57番地　すまいる15番館307号
債務者　大山　英治
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月19日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部